

第73回社会を明るくする運動 中央行事
保護司みらい研究所 コラボ企画

シンポジウム 『利他』から考える保護司のみらい

令和5年7月20日(木) 13:00-15:20 法務省地下大会議室

保護司みらい研究所第4回全体会は、去る7月20日(木)、保護司みらい研究所・社会を明るくする運動共催シンポジウム『利他』から考える保護司のみらい」として、法務省地下大会議室において開催されました。

分断、社会的孤立、自己責任の風潮が現代社会における大きな課題となる中、社会的包摂を推進する上で重要な役割を果たしている保護司という存在に注目が集まっています。そこで、今回の全体会は、このような保護司を未来につなげるため、保護司を「利他」の視点から掘り下げ、本質を見極めつつ変わっていくべき点にも光を当てる試みとして、講演・対談・パネルディスカッションの3部構成による公開フォーラム形式で実施いたしました。

当日は、法務省会場へのリアル出席のほか、全国160か所以上でオンラインにより視聴していただきました。保護司会の皆さんで一つの画面を見ながら一緒にご参加いただいたところも多く、改めて皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

全体の概要は以下の通りです。なお、詳細は、別添の発表資料、速記録、法務省YouTubeでの動画配信版などをご参照ください。

第1部 講演 「利他とは何か」

東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 中島岳志教授

第2部 対談 中島岳志教授 × 宮田祐良(前法務省保護局長)

第3部 パネルディスカッション

中島岳志教授・宮田祐良前保護局長・河田奏保護司、祇園崇広保護司

(コーディネーター)今福章二

第1部では、中島教授に「利他」について解説していただきました。

コロナ禍を契機に世界的に注目が集まった「利他」。政治学者としての私は、新自由主義化する世界の中で自己責任論に基づく人間観に疑問を感じ「利他」について考え始めました。

「利他」は、「利己」の反対概念として「いいことをしましょう」キャンペーンのように思われがちですが、実際には「利己」とメビウスの輪のようにつながり、わかりにくいものです。

「利他」は、相手をコントロールしようとした瞬間に逃げていく存在であり、相手に「浴う」ことを通して相手の潜在的な持てる力が引き出されたときに成立します。

「利他」は、「何かを相手にしてあげること」ではなく、相手に「ありがたい」と受け取られたときに成立します。「あの時の一言」のお陰で今があると気づくように。「与え手」とっては、それを発した瞬間ではなく後から

「受け手」が気づいた未来からやってくるものであり、反対に、「受け手」にとっては、過去に既に受け取っているものを、改めて「ありがたい」と受け取り直した時に生まれるものです。ここに「利他」の本質があります。

人間は「意思」を持ち、それに基づく選択には「責任」を伴うと考えたのが近代的人間観であり、そのあだ花が「自己責任論」です。しかし、日本の近代哲学には、本来人間は「意思」のほかに、「人間を超えたところからやってくる何か(=他力)」によって突き動かされる存在であるという人間観があります。「利他」の本質は、そのような「与格的」な行為の中にこそあるのです。

最澄の「忘己利他」にあるように、「意思」の世界、主格的な我を捨てて、「与格的な世界」、私が仏からの力を受け取る「器」になったときにこそ、「利他」が立ちあらわれるといえます。

第2部では、中島教授と宮田前保護局長の対談で、「利他」と「保護司」について語り合っていました。

「自己責任」論の背景にある近代的な人間観は、自分はそのにたまたま生まれたといった「偶然性」を常にはらむ存在が人間だという真実をうまく捉え切れません。「自己責任」論を乗り越えるためには、「私という存在は「偶然性」によって支えられており、自分が相手であった可能性に私を開いていくこと

が必要です。それにより誰もがかけがえのない人であることに自覚的になれる。そこに「利他」が今必要とされる理由があります。

保護司は「利他」と切り離せません。保護司の活動は、生きづらさを抱えた対象者との

出会いの不思議さへの驚き、互いに偶然性をはらむ存在であることへの気づき、自分の意思を超えた「生かされて生きている」という認識に支えられており、「利他」が立ち上がる契機を持っています。取る物も取り敢えずに体が動く「普段着のボランティア」、「我が我が」を捨てて心を傾け、さらに相手の語り得ないものが「聞こえてくる」という境地に至るところに保護司の本質を垣間見ることができます。それは、明るい未来のために種を撒く“社会を明るくする運動”の原動力にもなっています。

他者との「縁」によって「動的平衡」を保ちつつ常に変わりゆく「他者に開かれた存在」

が保護司です。そして、相手の関心や考えに「沿う」ことを通して、相手のポテンシャルが引き出されそれが勝手に伸びていくことを大切にする、そのような心持ちが保護司に見られます。

このような「利他的行為」に人が導かれていく契機として、二つのことが考えられます。一つ目は、主格のゾーンで利己的行為としてスタートしながら、その積み重ねの中で「ぱっと体が動く」与格のゾーンに至る道です。二つ目は、「既に受け取っている存在だということへの気づき」から「利他の循環」が生み出されるという道です。

第3部では、**中島教授・宮田前保護局長・河田保護司・祇園保護司**が、**若手保護司の視点を踏まえ、保護司の確保やICTの活用**などについてディスカッションされました。

概ね50歳未満の全国の若手保護司で話し合った内容によれば、第1に「保護司の確保」について、現役世代の保護司も活躍していることのPRなど既存のイメージを払拭するような広報の積極化、若手保護司が負担なく保護司を続けられるようICTの活用も含めた活動環境の整備、時代に即した保護司会活動の方法の改善、保護司定数の最適化、担い手確保の多様化など制度の見直しが重要であるとされました。

第2に「ICTの活用」では、①処遇活動面においては、「H@（はあと）」の一層の利便性の向上が必要であること、②保護司会の運営面においては、負担感の軽減にICT活用

の余地は大きいにもかかわらず、世代間の認識の違い等もあり改革が進まないとの指摘があることを踏まえ、より時代に沿ったICT活用を促進することが保護司会が変わっていくための鍵になるとされました。

これらを踏まえた議論において、まずやるべきこととして「広報の強化」が挙げられました。保護司の具体的な活動のほか、やりがいや必要性を積極的に広報すべきとの指摘です。

また、保護司の意義を、保護観察官との役割分担の観点も踏まえて捉え直すことも必要です。例えば、自ら事を為した側面を見

て犯罪行為に対する責任を問う保護観察官の役割に対し、保護司は、「運命に巻き込まれて行為をさせられた」という側面も含め、「なぜそれを為したのか」というところまで遡り、本人が「真の反省」に至ることに寄り添うという役割を果たしているのではないのでしょうか。

さらに、保護司の確保に関しては、第1に、事件数比例の考え方だけにとらわれず、①組織活動の展開と②保護司の育成という、保護司会固有の意義を十全に発揮するためにどれだけの保護司が必要とされるかという視点が重要です。

第2に、国家と個人の間の中間領域の分厚さが民主主義を支える基盤と捉えるソーシャル・キャピタル(社会関係資本)論では、中間領域を分厚くするためには、ボンディング(強い絆。古い町内会など)とブリッジング

(橋渡し。サークルや空き家活用プロジェクトなど)の両者が大切だとされています。

このうちボンディングには、インクルージョンの中にエクスクルージョンの力が働くおそれがあるというジレンマがあるという点に留意が必要です。一方、ブリッジングは、他者に対して何かを貢献することを通して自分自身の生が生き生きする、エンパワメントされるという「相互性」を前提に、地縁や会社とは別のところで人生をつかみ直していこうという動機付けに支えられています。

これらを踏まえ、保護司の確保には、これまで中心にあったボンディングだけでなく、ブリッジングが今後大切になること、加えて、保護司だけに止まらず、他の団体と協力関係を結び、ICTを活用して広がっていくことが重要になることについて、指摘がなされました。

保護司みらい研究所代表 今福章二(2023/9/8 記)